

平成28年

第4回教育委員会会議録

秋田県教育委員会

平成28年第4回教育委員会会議録

1 期 日 平成28年3月10日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後1時30分

4 閉 会 午後2時30分

5 出席委員 岩佐 信宏

田中 直美

長岐 和行

伊藤佐知子

猿田五知夫

米田 進

6 説明のための出席者

教育長 米田 進

教育次長 今井 一

教育次長 鎌田 信

総務課長 佐藤雅彦

施設整備室長 田松和彦

教職員給与課長 碓屋裕一

幼保推進課長 小柳公成

義務教育課長 佐藤昭洋

高校教育課長 安田浩幸

特別支援教育課長 西嶋崇広

生涯学習課長 沢屋隆世

文化財保護室長 近江谷正幸

保健体育課長 木浪恒二

7 会議に附した議案

報告第3号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について

報告第4号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について

議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案について

議案第5号 知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行について

議案第6号 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について

議案第7号 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

議案第8号 市町村への権限委譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限委譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について

議案第9号 秋田県指定文化財の指定について

8 承認した事項

- 報告第3号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について
- 報告第4号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について

9 議決した事項

- 議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案について
- 議案第5号 知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行について
- 議案第6号 秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について
- 議案第7号 秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について
- 議案第8号 市町村への権限委譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限委譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について
- 議案第9号 秋田県指定文化財の指定について

10 報告事項

- ・秋田県立比内支援学校の校舎改築について

11 会議の要旨

【岩佐委員長】

ただいまより、平成28年第4回教育委員会会議を開催いたします。
会議録署名員は3番伊藤委員と4番猿田委員にお願いします。

【岩佐委員長】

はじめに、報告第3号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第3号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員長】

生涯学習課の「秋田で学ぼう！教育留学推進事業」は、交付金事業と言えども秋田県のマンパワー等のリソースを使って行う事業ですので、県民に対するフィードバック、県内の子どもたちや県民にとってもメリットがなければ、やる意味がないのではないかと思います。その点で、目的等について教えていただきたいと思います。

【生涯学習課長】

主に都会の子どもたちに秋田のこの優れた豊かな教育資産、秋田のよさに触れてもらうという、簡単に言うとそのような事業内容になっています。それによってこの事業のメリット、県民に対するメリットということに関しては、他県から来られるということで、子どもたち自身の交流、交流によって学ぶべきものもあるということと、教育留学という手法を使って、最終的には家族ぐるみでの移住・定住まで促進するという大きなねらいがございます。

私どもの窓口としては、まず子どもたちを受け入れて、秋田の優れた教育環境に触れていただいて、元気を取り戻していただいたり、交流することでこちらの子どもたちにも刺激を与えてもらったり、いろいろな体験を通して違った考え方に触れる機会にもなると思っています。いろいろな理由で秋田に来られると思いますけれども、いずれ秋田の教育の優れたところ、秋田の教育の懐の深さというか、そういったあたりのPRになる部分もあるのかなと思っています。額は少ないですが、一つのモデルとしてまず北秋田市で行い、最終的には県内の他のところにも広げていくという考えも持っておりますので、人口減少・少子化の対策にもつながっていくものだと考えております。

【岩佐委員長】

移住については、本来は教育委員会のマターではないでしょうから、数値目標等はあえて聞きませんが、いい事業だと思いますので進めていただければと思います。

【田中委員】

今の質問に関連してですが、これまで北秋田市に委託していたリフレッシュ学園での学校に行けない子どもたちを受け入れていた事業は、北秋田市で継続していただくということで伺っていたのですが、そちらの事業とこの教育留学との関連はどのようになるのでしょうか。

【生涯学習課長】

リフレッシュ学園は、元気を取り戻すことを主眼として子どもたちに来てもらうということですが、この他にもこの事業では、子育て環境のすばらしさ、秋田の教育を体験してみたいという家族もあるという話もありまして、就学拠点になるところはリフレッシュ学園の隣の建物を使うことにしております。完全に分かれる形ではなく、例えば一緒に食事をとるということもありますが、建物自体は別棟という形で考えております。

【岩佐委員長】

他になければ、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、報告第3号を承認します。

次に、報告第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

報告第4号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員長】

特になければ、承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、報告第4号を承認します。

次に議案第4号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案について」、総務課長から説明をお願いします。

【総務課長】

議案第4号「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

義務教育学校という言葉の定義はどういうものでしょうか。

【義務教育課長】

これまでも国で小中一貫校というのをやっておりますが、特区でなければ設置できませんでした。それが法令で定められ、特区をとらなくてもできるようになったということでございます。

本県では現在のところ小中一貫教育校としてやっているところはあるのですが、特区をとってやってきたところはなく、現在の体制で義務教育学校に該当するところはありません。

小中一貫校は9年間の中で教育課程を組み替えることもできますので、小学校6年間及び中学校3年間を組み替えて、9年間のスパンで学習するということが可能になるということです。

【伊藤委員】

小学校も中学校も義務教育学校に入るけれども、今回新しく一貫校ができたときにそれに当てはまらないので、もっと広い括りの用語ができたということでしょうか。

【義務教育課長】

そう捉えてもよろしいです。小学校、中学校とあったのが、小・中一緒にしたもので義務教育学校というものができたということです。

義務教育学校は9年間を全部ここでやります。具体的に言うと、義務教育学校ですので小学校の卒業式はありません。義務教育学校の卒業はありますが、でも小学校の卒業はありません。義務教育学校の中では、小学校、中学校とは言わずに、前期課程、後期課程というような言い方をすることになります。

【伊藤委員】

つまり、義務教育学校というのは全体を括っている用語ではなく、そういう学校を指し示している言葉であって、今新しくできた言葉だということ考えていいですか。

【義務教育課長】

そうです。この4月から全国的にできるということです。

【岩佐委員長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第4号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第4号を原案どおり可決します。

次に、議案第5号「知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助

する職員の補助執行について」、幼保推進課長から説明をお願いします。

【幼保推進課長】

議案第5号「知事の権限に属する保育に関する事務等の秋田県教育委員会の事務を補助する職員の補助執行について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【田中委員】

「教育委員会の事務を補助する職員」というのは、具体的にはどういう人を指しているのですか。

【幼保推進課長】

具体的には、幼保推進課の職員、教育庁の職員です。

【田中委員】

なぜ、「事務を行う」ではなく「事務を補助する」という表現になっているのでしょうか。

【幼保推進課長】

法律の用語でこういう言葉がありまして、「補助執行」という言葉もございますが、合わせて説明しますと、行政庁、今回は教育委員会となりますが、行政庁がその権限に属する事務をその部下の職員に行わせるというのが補助執行というものです。今回は、知事部局で持っている事務を教育委員会で執行するようにするという事案でございまして、それについては法律に基づいて協議をして決めなさいということになっておりますので、今回の議案になっているところでございます。

【長岐委員】

こういうふうに規定されているのでこういった表現になっていますが、例えばテレビなどでは、法律や制度が変わったりすれば、絵図面で「こんなふうになるんだよ」と説明しますよね。ここは同じことをやっているんだけれども呼び名が違うだとか、同じことをやっているけれども、これは教育委員会がやることになったとか、具体的に示すとすぐに分かると思います。例えば「児童福祉法に規定する指定保育士養成施設に関する事務」というのは一体何ですかと質問されると、法律に書いてあるとおりに答えないといけないですよ。だから例示して、制度が変わるところが違ってくるということがイメージとして湧くように、そういうものを示すとすぐ頭に入るのではないかと思います。いかがでしょうか。

【幼保推進課長】

資料の説明としては少し細かすぎるし、分かりやすいことについては今後努めたいと思います。今回の法律改正によって新たに加わる事務を一覧にしておりますが、この後、検討してまいりた

いと思います。

【岩佐委員長】

他になれば、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第5号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第5号を原案どおり可決します。

次に、議案第6号「秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について」、義務教育課長から説明をお願いします。

【義務教育課長】

議案第6号「秋田県市町村立小中学校の学校栄養職員及び事務職員の職の設置の基準に関する規則の一部を改正する規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

これもどこが違うかという、副主任学校栄養士と学校栄養士の違いは、「高度な」というところだけですね。この「高度な」というのは抽象的な文言ですが、例えば経験だとか、こういう場合は高度な人で副主任学校栄養士になるというのを教えてください。

【義務教育課長】

具体的な職務としては、例えば地場産品を何%使うとかそういうことではなく、経験からきており、この方は学校栄養士になったときよりも高度な仕事ができるようになったというような捉えであります。主任学校栄養士の方は、「特に高度な」としております。

【米田教育長】

主任学校栄養士は、旧では「高度な」となっていて、今度は同じ職名でも「特に高度な」となっているわけですね。主任が付くまでに必要ないろいろな事項というのは、これによってまた違

ってくるというようにも捉えられるのだけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

【義務教育課長】

副主任学校栄養士に対して更にそれよりも「高度な」ですので、今の主任学校栄養士の中でも「更に高度」とか「特に」という名称を入れましたが、先ほども申しあげましたとおり経験年数とか、その人の持っているものが広く子どもたちに還元されている、給食事務に還元されていくようなことをごさいます。

【教職員給与課長】

ただいまの議会に市町村立学校の給与等に関する条例を一部改正する条例案を提出しております。給料の級が1級から5級まで医療職の学校栄養職員に設定されております。これを今まで二つの職名で5級に職務の内容を記載しておりましたが、地方公務員法の改正及び国からの指導基準が変わりまして、一つの職名では二つまでの級しか格付けしてはならないということになりました。それで具体的な書き分けとして、職務内容についても「高度な」「特に高度な」と書き分けをした上で、新たな職名を設けて、五つの級に対して二つずつ職務を具体的に書き込むといったようなところで、法及び条例の改正に伴いこのような職を設置するという必要があり、このような書き分けになっております。

【長岐委員】

この職は任命権者が決めるのですね。

【教職員給与課長】

はい。

【長岐委員】

そうすると、任命権者に案が上がってきて、この人は主任学校栄養士に相当、この人は副主任に相当だと決めるということですね。

【教職員給与課長】

そちらが先に決まって、それに対して給料も決まってくるという形です。

【米田教育長】

そうすると、改正理由のところにもう少し説明があれば良かったかもしれないですね。

【伊藤委員】

なぜ今、急に副主任ができたのかというのが疑問でしたが、今の説明で分かりました。職務の内容というよりは、給与体系の問題ということですね。

【田中委員】

給料表に対応するためという説明があったのですが、実際に給料表などを分かりやすく資料

として出していただけると理解しやすかったかなと思いますので、これからこういうことがありましたらよろしくをお願いします。

【岩佐委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第6号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第6号を原案どおり可決します。

次に、議案第7号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第7号「秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

高校で学校栄養士が配置されている学校はどのくらいあるのですか。

【高校教育課長】

4校ございまして、横手清陵学院、大館国際情報学院には中学校がございまして配置されており、秋田明德館高校には正規の職員がおります。あとは大館高校定時制には臨時の学校栄養士が配置されており、合計4名おります。

【伊藤委員】

つまり、給食がある学校と考えてよろしいのですか。

【高校教育課長】

よろしいです。

【伊藤委員】

高校生でも給食があるのですか。

【高校教育課長】

横手清陵学院と大館国際情報学院は中学校がありますので、給食がございます。秋田明德館高校などでは夜食を出しています。

【伊藤委員】

これは学校独自の希望でということですか。

【教職員給与課長】

学校給食法に基づく給食です。

【伊藤委員】

横手清陵学院では中学生は給食を食べているけれども、高校生は食べていないということでしたよね。

【教職員給与課長】

定時制に関しては、給食法で夜食の給食を支給するとなっておりますので、夜間の定時制の夜食については給食法の適用となっております。

【高校教育課長】

中高一貫校も高校の方は、給食はありません。

【岩佐委員長】

休暇の手続で、改正前は「結核性患者による場合にあっては教育長」の承認となっていたのは、どういう理由だったのでしょうか。

【高校教育課長】

以前、休暇の取扱いを変更する前は、結核性疾患というのは休みの取り方も含めて特別な扱いになっておりまして、それに則ってこの休暇の場合には、学校長ではなくて教育長とされていましたが、この改正によって普通の休暇の一部として扱うようになったということがあって、そういった変更に伴い教育長に届けなくても学校長への届けでいいという変更であります。

【田中委員】

休暇の取扱いのところですが、改正になったときに改正すべきものだったものが、改正されていなかったということなのですか。

【高校教育課長】

その通りであります。

【岩佐委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第7号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第7号を原案どおり可決します。

次に、議案第8号「市町村への権限委譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限委譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第8号「市町村への権限委譲の推進に関する条例に基づき秋田県教育委員会の権限に属する事務に係る権限委譲対象事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則案について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員長】

特になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第8号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第8号を原案どおり可決します。

次に、議案第9号「秋田県指定文化財の指定について」、文化財保護室長から説明をお願いします。

【文化財保護室長】

議案第9号「秋田県指定文化財の指定について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

これは年に何件指定されるかということ、それからその母数、候補となるものがどれくらいの数があるかということ、その中から選ばれるときの答申の理由の中で他のものとのどこがどう違うかということが言われているかどうかということ、指定されるとどんなメリットがあるのか、あるいはどんなことが指定されない場合と違ってくるのかを教えてください。

【文化財保護室長】

まず、年間の指定件数ですが、その年によってばらつきがあり、2、3件のときから、昨年であれば大きく秋田蘭画というものをテーマにしましたので数はまとまってあったかと思いますが、だいたい年平均3件から5件くらいを目処にしております。これを指定するには、時間をかけて中身を検討し、分析し、研究し、確かな情報を出さなければなりませんので、数多く何十件と出すのはなかなか難しいところがありますので、だいたい3件から5件くらいと思っております。

二つ目の母数は、一応、我々の中でこういうものを挙げていけばいいのかなというのは200件くらい手元にはあるのですが、それだけではなく、その時々に応じて、貴重なものが新たに発見された場合には検討していくということになりますので、基本は市町村からの推薦に基づきながら、保護審議委員の皆様方からもご意見をいただいて、候補を決めていくということになります。

三つ目のその基準になりますけれども、やはり歴史的に価値の高いものですか、天然記念物に関しては希少性の高いものなどを、特にこれを目処とするというのはあるわけではないですけれども、保護審議委員の皆様方からご意見を伺いながら検討していくということになるかと思えます。

四つ目は、例えば建造物、絵画、仏像ですとか、そういうものに関しては、もしも補修が必要になった場合、補修にかかる費用の50%くらいが目処ですけれども、県で負担をするということになりますし、例えば先ほどの天然記念物ですと、もし指定されると現状変更する際にもいろいろと指導することになるので、結果的に保護されるということになります。そういった面でのメリットがあるのかなと思えます。基本は、価値を守るということになるかと思えます。

【岩佐委員長】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

では、表決を採ります。

議案第9号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【岩佐委員長】

それでは、議案第9号を原案どおり可決します。

次に、報告事項に入ります。「秋田県立比内支援学校の校舎改築について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

「秋田県立比内支援学校の校舎改築について」説明

【岩佐委員長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【長岐委員】

整備スケジュールの予定について教えてください。予算はどうなっていましたか、基本設計はこれからスタートですか。

【施設整備室長】

事業費について説明させていただきます。基本設計及び実施設計は、来年度と29年度の2か年度にわたって実施いたします。18か月の予定です。基本設計・実施設計の他に、地質調査や電波障害調査を実施いたします。28年度から予算はついております。

【猿田委員】

基本構想に基づいて設計されるのでしょうかけれども、こういう特別支援学校の改築で、しかも40年以上経ってというときに、現場の先生方や教育庁の方々の意見というのは、どういう形で反映されてこの基本設計に入っていくものなのでしょうか。

【施設整備室長】

基本設計・実施設計は、方式としてプロポーザルで行います。実際の設計を見るのではなくて、設計する人をまず先に決めて、それからその人に基本設計・実施設計を作ってもらおうという形でこの基本設計・実施設計が作られて、その中でいろいろとこういうふうに作りたいというプランですとか、そういうものをこちらで基本的なものを出して、それに対する設計する方々のアイデアですとか、そういうものも出して、いろいろ揉んでいながら基本設計を作っていくことになります。

【猿田委員】

県の建物に限らず、提案をいただいて基本設計をして業者を決めるというのは、基本的な手続だと思いますけれども、その中で教育庁の皆さんがどこまで入り込んで、その提案について意見を集約して行って、最終的な実施計画にもっていくのでしょうか。

【特別支援教育課長】

この比内養護学校の場合、特別支援教育の総合整備計画が平成25年から始まりまして今年3年目ですが、25年からかなり具体的な話として、まず現場の方で今後10年間の児童生徒の実態や人数の推移、それから今現在の比内養護学校の教育課程、そこで学ぶ子どもたちにどんな学習をして、どう社会自立していくかといったところを具体的なたたき台を作りまして、特別支援教育課を担当としまして協議を重ねて参りました。本日お出ししているものは、概要ということですが、だいたい40ページほどの基本構想の計画書を2年半やり取りしながら作って参りました。また、比内養護学校は農業を中心にこれからも進めていきたいというところなので、今後の特別支援学校の児童生徒が関わる農業がどうあればいいのかとか、障害の実態に応じた施設設備の先進県のところを調査をしたり、そういったところを現場と特別支援教育課とやり取りして、その基本構想の計画を立てたところでもあります。

【鎌田次長】

基本構想については、本日1枚しかありませんが、学校の方から、これくらいの教室をいくつ欲しいとか、こういう設備が欲しいとか、全部上げてもらいます。そしてこちらの方とも協議しながら、設備や教室の数などを決めたものを業者の方に渡して、そしてその中でお互いに協議しながら決めていくというそういう計画です。

【猿田委員】

基本設計はこういう支援学校がたくさんあるので、それを基に提案されるのでしょうかけれども、ここに書いてあるとおり、地域の特別支援学校として特色ある教育課程とありますし、またこの後も相当長く使うでしょうから、極力現場の皆さん、教育庁の皆さんの意見を反映して、最後の実施計画にもっていったらいいのではないかと思います。

【特別支援教育課長】

委員がおっしゃったとおり、地元地域に根ざしたというところがありますので、今現在も比内養護学校に後援会がございまして、保護者も含んでこういう学校がいいなとか、今後も長くそこ

の地でやっていきますので、地域、町内の方との交流もできるような形にしたいということもありますので、そういった結びつきの強い学校の特色というのも考えながら進めているところであります。

【長岐委員】

現時点で、総工費はどのくらいになりますか。

【施設整備室長】

約30億円です。

【岩佐委員長】

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。

お疲れさまでした。